

放射性同位元素の輸出承認について

制定：輸出注意事項 17 第 34 号（17. 12. 15）
最終改正：輸出注意事項 26 第 33 号（26. 10. 14）

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 21 の 2 の項の中欄に掲げる放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 18 年 1 月 1 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の 2 の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の 2 の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素を定める件（平成 17 年 12 月 15 日経済産業省告示第 334 号）の貨物とする。

3 輸出承認の申請者の資格

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線対策・保障措置課長が発行する放射性同位元素の輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者

4 確認証の交付申請

平成 17 年 12 月 15 日付け（17 科原安第 124 号）「放射性同位元素の輸出確認証の交付要領」に定めるところによる。

5 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 申請理由書 1 通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通
- ③ 確認証
- ④ その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

6 輸出の承認

輸出の承認は、上記 5 に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。